

・修正の概要

大阪フェリー協会の解散に伴い、大阪フェリー協会に係る箇所の削除に加え、下記のとおり大阪港BCP内の「対応計画」を修正することとなった。

～大阪フェリー協会の解散に伴う修正～

①「内貿ユニットロード船の着岸準備」 大阪フェリー協会の列の「○」について

※内貿ユニットロード＝フェリー・RORO・コンテナ船による内貿輸送

＜当初の想定＞

大阪フェリー協会が阪神国際港湾(株)から情報提供を受けた岸壁の復旧予定時期を、各フェリー各社に連絡する。

＜今後の運用＞

阪神国際港湾(株)が岸壁の復旧予定時期を各フェリー会社に情報提供する。

【修正内容】

・大阪フェリー協会の列の「○」は、阪神国際港湾(株)の列に移管。

・阪神国際港湾(株)からフェリー会社への情報提供を追記。

②「内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施」 大阪フェリー協会の列の「○」について

＜当初の想定＞

フェリーが着岸したことを大阪フェリー協会から大阪市へ連絡することを想定。

⇒(実情)大阪フェリー協会は各船の着岸状況を把握する役割は担っておらず、フェリーの着岸情報は、船舶代理店が行う入港手続きにより大阪港湾局海務課が把握。

＜今後の運用＞

実情を踏まえ、この項目について、大阪フェリー協会の役割を削除する。

【修正内容】

・大阪フェリー協会の列の「○」を削除。

～その他の実情を踏まえた修正～

③「内貿ユニットロード船・国際コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施」 大阪船主会の列の「○」について

＜当初の想定＞

貨物輸送船が着岸したことを船主会から大阪市へ連絡することを想定。

⇒(実情)大阪船主会は、各船の着岸状況を把握する役割は担っておらず、貨物船の着岸情報は、船舶代理店が行う入港手続きにより大阪港湾局海務課が把握。

＜今後の運用＞

実情を踏まえ、この項目について、大阪船主会の役割を削除する。

【修正内容】

・大阪船主会の列の「○」を削除。

修正箇所及び修正内容一覧

修正箇所			修正内容
直下型地震編	p.2	表2-1 協議会の構成 図2-1 緊急連絡網	・大阪フェリー協会の記載を削除
	p.11	表4-1 緊急物資輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除
	p.12	表4-2 国際コンテナ貨物輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除
	p.13	表4-3 内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除 ・「 <u>内貿ユニットロード船の着岸準備</u> 」の大阪フェリー協会の列の「○」は、 <u>阪神国際港湾㈱の列に移管。</u> ・ <u>阪神国際港湾㈱からフェリー会社への情報提供を追記。</u> ・「 <u>内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施</u> 」の大阪フェリー協会の列の「○」を削除。 ・ <u>大阪船主会の列の「○」を削除。</u>
海溝型地震編	p.2	表2-1 協議会の構成 図2-1 緊急連絡網	・大阪フェリー協会の記載を削除
	p.12	表4-1 緊急物資輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除
	p.13	表4-2 国際コンテナ貨物輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除
	p.14	表4-3 内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画	<u>直下型地震編p.13と同様</u>
高潮・暴風編	p.2	表2-1 協議会の構成 図2-1 緊急連絡網	・大阪フェリー協会の記載を削除
	p.15	表6-1 緊急物資輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除
	p.16	表6-2 国際コンテナ貨物輸送への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除
	p.17	表6-3 内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画	<u>直下型地震編p.13と同様</u>
	p.18	表6-4 クルーズ客船事業への対応計画	・大阪フェリー協会の列を削除

表2-1 協議会の構成

令和2年10月現在

旧

組織名		組織名	
行政機関 (6機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (7機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪フェリー協会
	大阪府西大阪治水事務所		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪市危機管理室・建設局		大阪湾水先区水先人会
	大阪港湾局		大阪港埠頭株式会社
			阪神国際港湾株式会社
事務局:大阪港湾局 計画整備部計画課			

※オブザーバー:国土交通省近畿運輸局

表2-1 協議会の構成

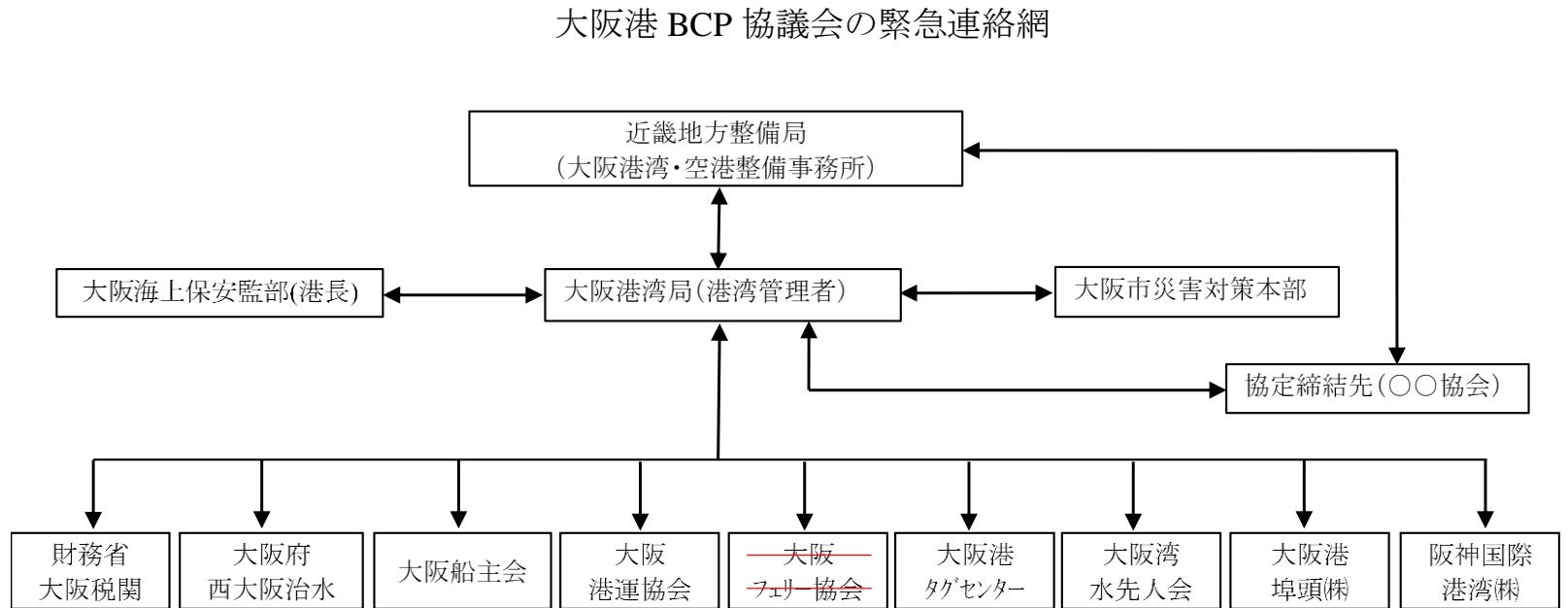
令和3年9月現在

新

組織名		組織名	
行政機関 (6機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (6機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪府西大阪治水事務所		大阪湾水先区水先人会
	大阪市危機管理室・建設局		大阪港埠頭株式会社
	大阪港湾局		阪神国際港湾株式会社
事務局:大阪港湾局 計画整備部計画課			

※オブザーバー:国土交通省近畿運輸局

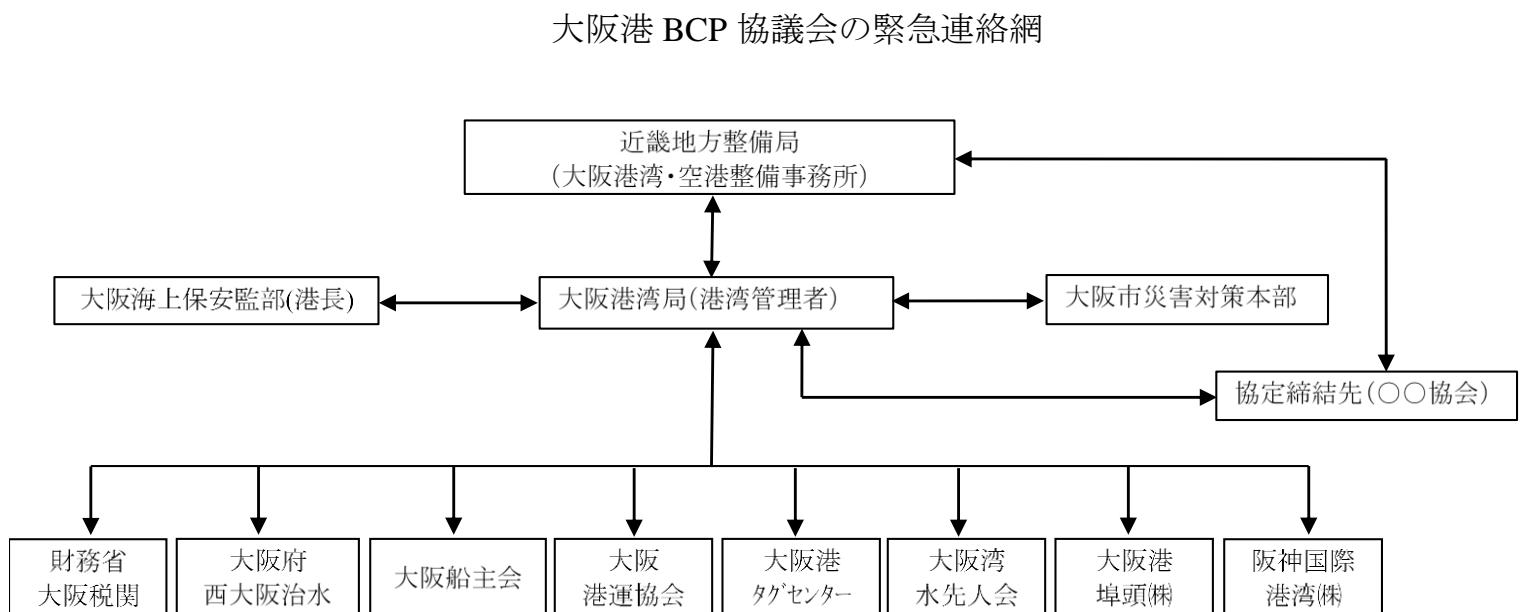
旧



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別葉とする。

図2-1 緊急連絡網

新



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別葉とする。

図2-1 緊急連絡網

表4-1 直下型地震時における緊急物資輸送への対応計画

		緊急物資輸送対応				関係機関													
		初動	応急復旧		緊急物資輸送	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪力引協会	大阪港物々	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体	
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)			報告	報告	報告	報告	情報集約※3	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	海域	航路・泊地・防波堤※4の点検等への協力要請	国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請			調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	・応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請			立会	許可・安全確認	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	・応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請			実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
応急復旧活動※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施			報告	許可・安全確認	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施			報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送船の着岸準備			報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	緊急物資の荷役実施の準備			報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	緊急物資輸送船の運航支援			報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)
	陸域	緊急物資の荷役等			報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(堺泉北港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.14)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

表4-1 直下型地震時における緊急物資輸送への対応計画

		緊急物資輸送対応				関係機関													
		初動	応急復旧		緊急物資輸送	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪力引協会	大阪港物々	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体	
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)			報告	報告	報告	報告	情報集約※3	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	海域	航路・泊地・防波堤※4の点検等への協力要請	国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請			調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	・応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請			立会	許可・安全確認	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会	立会
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	・応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請			実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
応急復旧活動※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施			報告	許可・安全確認	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施			報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送船の着岸準備			報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	緊急物資の荷役実施の準備			報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	緊急物資輸送船の運航支援			報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)
	陸域	緊急物資の荷役等			報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(堺泉北港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.14)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新

表4-2 直下型地震時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

旧

		国際コンテナ貨物輸送対応							関係機関													
		初動	応急復旧				国際コンテナ貨物輸送	7日	近畿地方整備局	大阪海上保安部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港局(港務管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪府(協会)	大阪港(カ)	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体等	
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海域	航路・泊地・防波堤※4の点検等への協力要請							●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤※4の被災状況の点検(使用可否)	緊急物資関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					ガントリークレーン間で部品を流用することにより、応急復旧を行う。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備																				
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備																				
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援					着岸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	コンテナ貨物の荷役等						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(神戸港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.14)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新

表4-2 直下型地震時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

		国際コンテナ貨物輸送対応							関係機関													
		初動	応急復旧				国際コンテナ貨物輸送	7日	近畿地方整備局	大阪海上保安部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港局(港務管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪府(協会)	大阪港(カ)	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体等	
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海域	航路・泊地・防波堤※4の点検等への協力要請							●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤※4の被災状況の点検(使用可否)	緊急物資関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					ガントリークレーン間で部品を流用することにより、応急復旧を行う。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備																				
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備																				
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援					着岸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	コンテナ貨物の荷役等						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(神戸港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.14)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

表4-3 直下型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

旧

		内貿ユニットロード貨物輸送対応		関係機関																	
		初動	12h	24h	72h	7日	14日	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪府港務局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪港物産センター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体	
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置						○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共通	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)																			
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤※3の点検等への協力要請						●				○									
	海域	航路・泊地・防波堤※3の被災状況の点検(使用可否)						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請						●													
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施						○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備											○								
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備												●							
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロード船の運航支援						○					○								
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等						○													

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。
 ※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙 (p.14)

新

表4-3 直下型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

		内貿ユニットロード貨物輸送対応		関係機関																	
		初動	12h	24h	72h	7日	14日	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪府港務局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体		
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置						○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共通	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)																			
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤※3の点検等への協力要請						●													
	海域	航路・泊地・防波堤※3の被災状況の点検(使用可否)						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請						●													
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施						○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備											○								
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備												●							
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロード船の運航支援						○					○								
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等						○													

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。
 ※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙 (p.14)
 ※4：岸壁の復旧予定時期を各フェリー会社へ情報提供

表2-1 協議会の構成

令和2年10月現在

旧

組織名		組織名	
行政機関 (6機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (7機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪フェリー協会
	大阪府西大阪治水事務所		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪市危機管理室・建設局		大阪湾水先区水先人会
	大阪港湾局		大阪港埠頭株式会社
			阪神国際港湾株式会社
事務局:大阪港湾局 計画整備部計画課			

※オブザーバー:国土交通省近畿運輸局

表2-1 協議会の構成

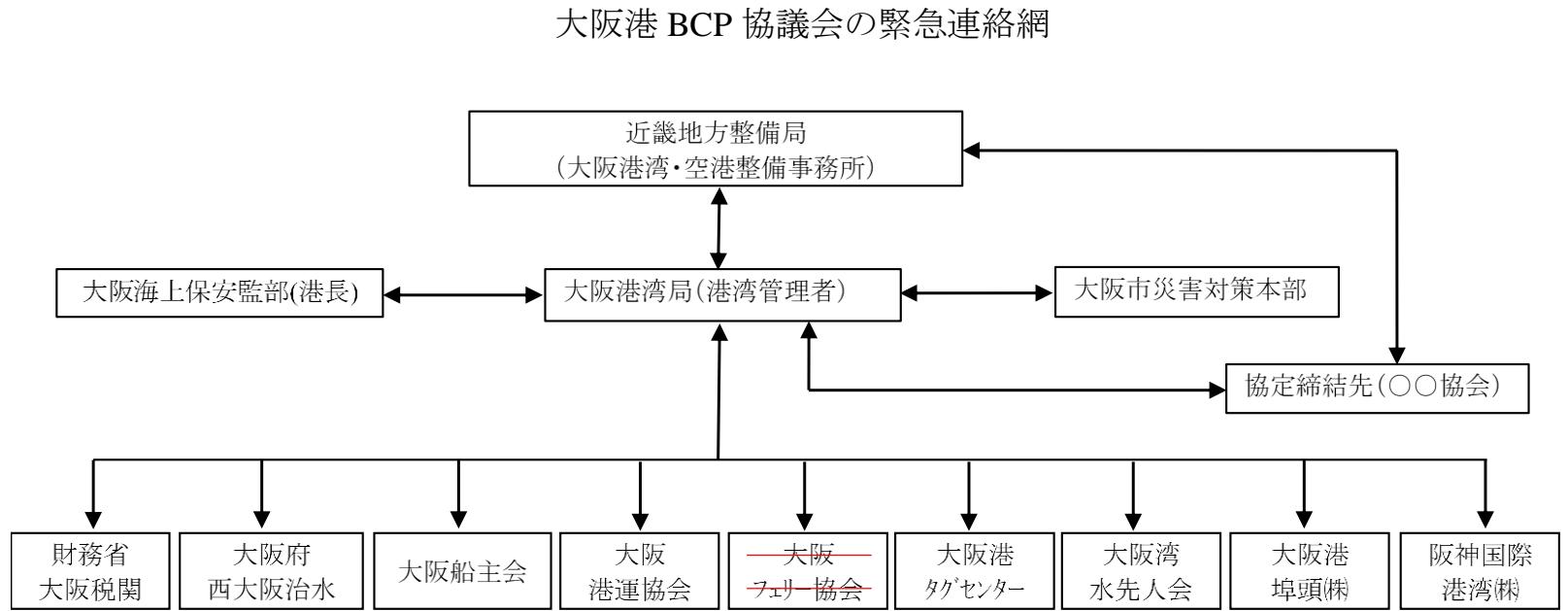
令和3年9月現在

新

組織名		組織名	
行政機関 (6機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (6機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪府西大阪治水事務所		大阪湾水先区水先人会
	大阪市危機管理室・建設局		大阪港埠頭株式会社
	大阪港湾局		阪神国際港湾株式会社
事務局:大阪港湾局 計画整備部計画課			

※オブザーバー:国土交通省近畿運輸局

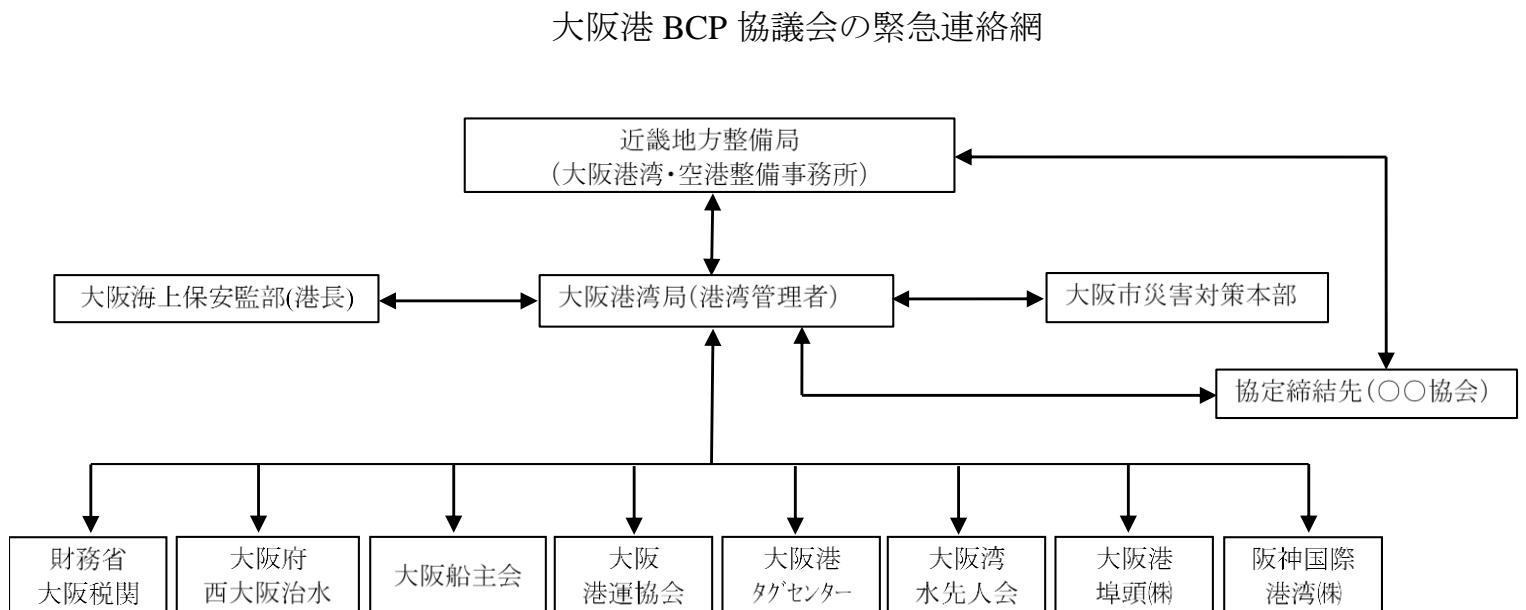
旧



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別葉とする。

図2-1 緊急連絡網

新



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別葉とする。

図2-1 緊急連絡網

表4-1 海溝型地震時における緊急物資輸送への対応計画

		緊急物資輸送対応				関係機関															
		初動	24h	36h	48h	72h	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港カッタ協会	大阪港カッタ協会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体		
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海域	航路・泊地・防波堤の点検等への協力要請	国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請				調整	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設の点検等への協力要請	応急復旧するバースについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請				調整	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)					実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送船の着岸準備				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	緊急物資の荷役実施の準備				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	緊急物資輸送船の運航支援				報告(再開時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	緊急物資の荷役等				報告(再開時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(堺泉北港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.15)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

表4-1 海溝型地震時における緊急物資輸送への対応計画

		緊急物資輸送対応				関係機関															
		初動	24h	36h	48h	72h	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港カッタ協会	大阪港カッタ協会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体		
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海域	航路・泊地・防波堤の点検等への協力要請	国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請				調整	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設の点検等への協力要請	応急復旧するバースについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請				調整	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)					実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送船の着岸準備				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	緊急物資の荷役実施の準備				報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	緊急物資輸送船の運航支援				報告(再開時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	緊急物資の荷役等				報告(再開時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(堺泉北港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.15)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新

表4-2 海溝型地震時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

		国際コンテナ貨物輸送対応							関係機関												
									近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港局(港湾局(管理者))	大阪船主会	大阪港運協会	大阪府り協	大阪港初々	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭	阪神国際港湾	※1 関係民間団体等
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)							○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請							●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否) 緊急物資関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動 ^{※2}	海域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否) 応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	航路・泊地の啓開・測量の実施							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	コンテナ貨物の荷役等							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(神戸港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.15)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

表4-2 海溝型地震時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

		国際コンテナ貨物輸送対応							関係機関													
									近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港局(港湾局(管理者))	大阪船主会	大阪港運協会	大阪府り協	大阪港初々	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭	阪神国際港湾	※1 関係民間団体等	
避難・体制設置・情報収集	共通	避難・体制設置							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否) 緊急物資関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動 ^{※2}	海域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否) 応急復旧するパスについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	航路・泊地の啓開・測量の実施							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	コンテナ貨物の荷役等							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(神戸港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：点検する防波堤の位置図は別紙(p.15)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新

表4-3 海溝型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

	内貿ユニットロード貨物輸送対応							関係機関												
	発災	初動	24h	36h	48h	72h	7日	14日	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪府港務局(港灣管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪港フェリー	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港務(株)
避難・体制設置・情報収集	共通	避難体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)																	
	海域	航路・泊地・防波堤 ^{※3} の点検等への協力要請	調整																	
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤 ^{※3} の被災状況の点検(使用可否)	緊急物資・国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請																	
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請	調整																	
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施	調整																	
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施	調整																	
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備	調整																	
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備	調整																	
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロード船の運航支援	調整																	
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等	調整																	

旧

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

- ※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
- ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
- ※3：点検する防波堤の位置図は別紙(p.15)

表4-3 海溝型地震時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

	内貿ユニットロード貨物輸送対応							関係機関											
	発災	初動	24h	36h	48h	72h	7日	14日	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪府港務局(港灣管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港務(株)
避難・体制設置・情報収集	共通	避難体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)																
	海域	航路・泊地・防波堤 ^{※3} の点検等への協力要請	調整																
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤 ^{※3} の被災状況の点検(使用可否)	緊急物資・国際コンテナ関連水域と同時期に実施。使用可の場合、関係民間団体へ引き続き、啓開・測量等を要請																
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請	調整																
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施	調整																
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施	調整																
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備	調整																
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備	調整																
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロード船の運航支援	調整																
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等	調整																

新

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

- ※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
- ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
- ※3：点検する防波堤の位置図は別紙(p.15)
- ※4：岸壁の復旧予定時期を各フェリー会社へ情報提供

表2-1 協議会の構成

令和2年10月現在

旧

組織名		組織名	
行政機関 (6機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (7機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪フェリー協会
	大阪府西大阪治水事務所		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪市危機管理室・建設局		大阪湾水先区水先人会
	大阪港湾局		大阪港埠頭株式会社
			阪神国際港湾株式会社
事務局:大阪港湾局 計画整備部計画課			

※オブザーバー:国土交通省近畿運輸局

表2-1 協議会の構成

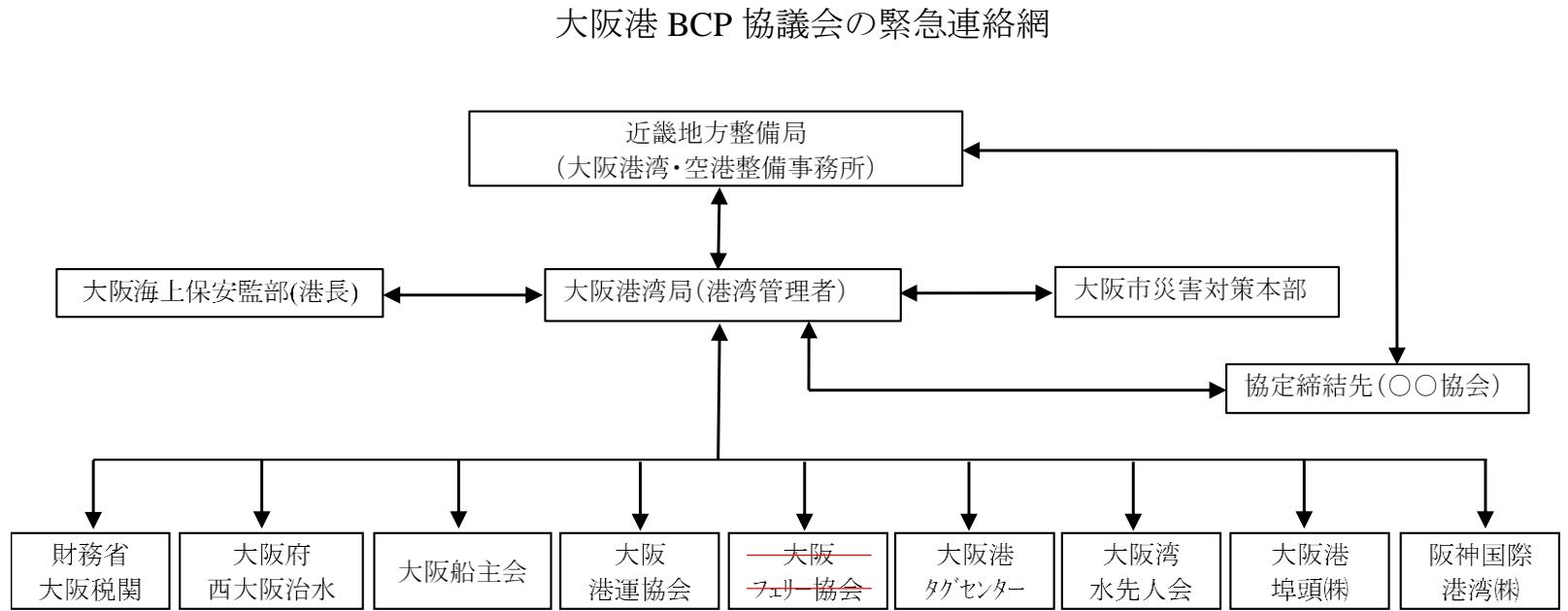
令和3年9月現在

新

組織名		組織名	
行政機関 (6機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (6機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪府西大阪治水事務所		大阪湾水先区水先人会
	大阪市危機管理室・建設局		大阪港埠頭株式会社
	大阪港湾局		阪神国際港湾株式会社
事務局:大阪港湾局 計画整備部計画課			

※オブザーバー:国土交通省近畿運輸局

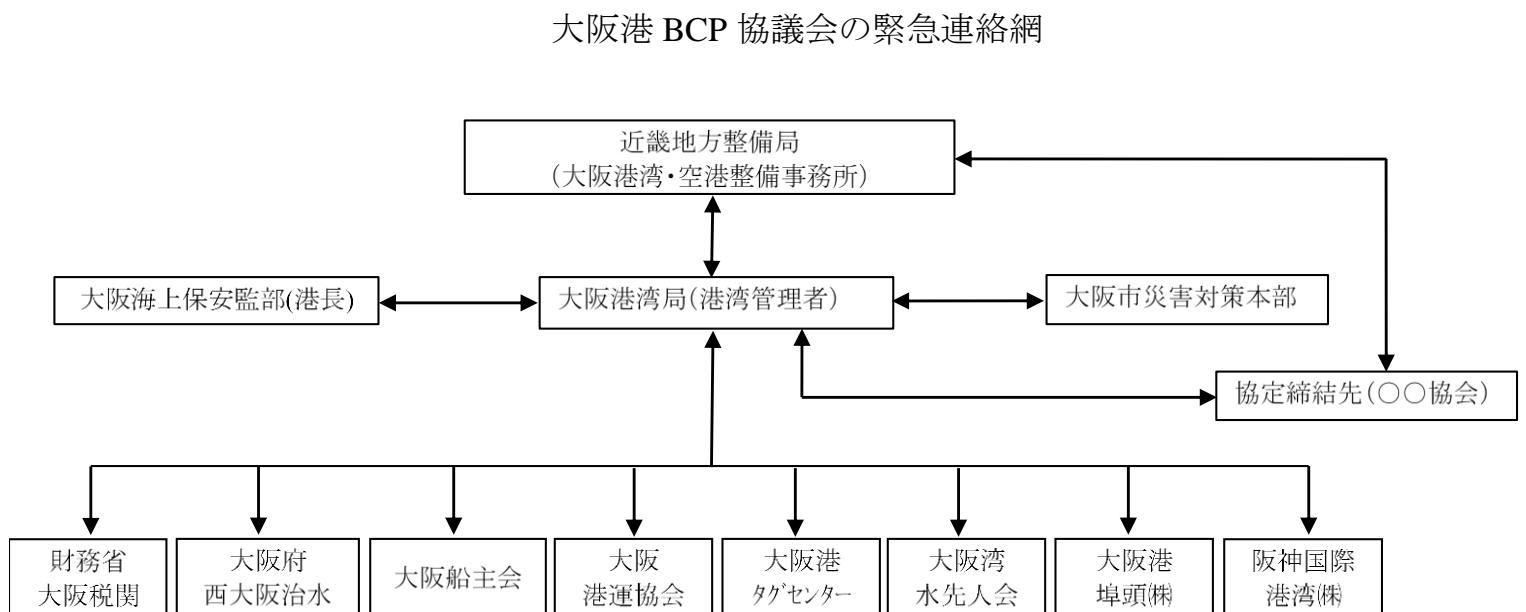
旧



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別葉とする。

図2-1 緊急連絡網

新



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別葉とする。

図2-1 緊急連絡網

表6-1 高潮・暴風時における緊急物資輸送への対応計画

		緊急物資輸送対応					関係機関													
		高潮・波浪・暴風警報解除					近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪府り協会	大阪港リセター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭協	阪神国際港湾協	※1 関係民間団体	
		0h	12h	24h	48h	72h														
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他被災情報)					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	海域	航路・泊地、防波堤 ^{※5} の点検等への協力要請	航路・泊地・防波堤 ^{※5} の被災状況の点検(使用可否)					調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設 ^{※5} の点検等への協力要請	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)					調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	応急復旧するパースについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請					実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送船の着岸準備					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	緊急物資の荷役実施の準備					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	緊急物資輸送船の運航支援					報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)
	陸域	緊急物資の荷役等					報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(堺北港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：流出したコンテナ所有者を含む
 ※5：点検する防波堤の位置図は別紙(p.19)
 注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

表6-1 高潮・暴風時における緊急物資輸送への対応計画

		緊急物資輸送対応					関係機関													
		高潮・波浪・暴風警報解除					近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪府り協会	大阪港リセター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭協	阪神国際港湾協	※1 関係民間団体	
		0h	12h	24h	48h	72h														
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他被災情報)					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	海域	航路・泊地、防波堤 ^{※5} の点検等への協力要請	航路・泊地・防波堤 ^{※5} の被災状況の点検(使用可否)					調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整
施設の被災状況の点検等	陸域	港湾施設 ^{※5} の点検等への協力要請	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)					調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整
	陸域	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)	応急復旧するパースについては、引き続き関係民間団体へ測量、設計等を要請					実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	海域	緊急物資輸送船の着岸準備					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
	陸域	緊急物資の荷役実施の準備					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	緊急物資輸送船の運航支援					報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)
	陸域	緊急物資の荷役等					報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)	報告(再開時)

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：代替港(堺北港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4：流出したコンテナ所有者を含む
 ※5：点検する防波堤の位置図は別紙(p.19)
 注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

新

表6-2 高潮・暴風時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

		国際コンテナ貨物輸送対応					関係機関													
		高潮・波浪・暴風警報解除					近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリ協会	大阪港切羽会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体等	
		0h	12h	24h	48h	72h														
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置					○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)									●									
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請					●				●									
		航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否)					○	○	○	○	○									●
陸域		港湾施設等の点検等への協力要請					●				●									
		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)					●				●									○
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施							○	○	○									○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					○				○									○
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備										○			●	●				
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備											●							
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援					○								●	●				
	陸域	コンテナ貨物の荷役					○								●	●				

※1: 「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2: 応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3: 代替港(神戸港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4: 流出したコンテナ所有者を含む
 ※5: 点検する防波堤の位置図は別紙(p.19)

注: 図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

表6-2 高潮・暴風時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画

		国際コンテナ貨物輸送対応					関係機関													
		高潮・波浪・暴風警報解除					近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリ協会	大阪港切羽会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体等	
		0h	12h	24h	48h	72h														
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置					○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)									●									
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請					●				●									
		航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否)					○	○	○	○	○									●
陸域		港湾施設等の点検等への協力要請					●				●									
		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)					●				●									○
応急復旧活動 ※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施							○	○	○									○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					○				○									○
国際コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物輸送船の受け入れ準備	海域	コンテナ貨物輸送船の着岸準備										○			●	●				
	陸域	コンテナ貨物の荷役実施の準備											●							
コンテナ貨物輸送船の着岸と荷役作業等の実施	海域	コンテナ貨物輸送船の運航支援					○								●	●				
	陸域	コンテナ貨物の荷役					○								●	●				

※1: 「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者を指す。(協定締結先)
 ※2: 応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3: 代替港(神戸港)を利用する場合の情報収集等を含む。
 ※4: 流出したコンテナ所有者を含む
 ※5: 点検する防波堤の位置図は別紙(p.19)

注: 図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新

表6-3 高潮・暴風時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

		内貿ユニットロード貨物輸送対応					関係機関													
		高潮・波浪・暴風警報解除					近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリ協会	大阪港マリン	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体	
		0h	12h	24h	48h	72h														
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置					報告				情報集約									
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)																		
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤 ^{※3} の点検等への協力要請		航路・泊地・防波堤 ^{※3} の被災状況の点検(使用可否)			調整													
	陸域	港湾施設 ^{※3} の点検等への協力要請		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)			調整													
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施							許可・安全確認											
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施																		
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備																		
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備																		
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロードの運航支援					報告(再開時)													
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等					報告(再開時)													

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙 (p.19)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

表6-3 高潮・暴風時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画

		内貿ユニットロード貨物輸送対応					関係機関												
		高潮・波浪・暴風警報解除					近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリ協会	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭(株)	阪神国際港湾(株)	※1 関係民間団体	
		0h	12h	24h	48h	72h													
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置					報告				情報集約								
		被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)																	
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤 ^{※3} の点検等への協力要請		航路・泊地・防波堤 ^{※3} の被災状況の点検(使用可否)			調整												
	陸域	港湾施設 ^{※3} の点検等への協力要請		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否)			調整												
応急復旧活動 ^{※2}	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施							許可・安全確認										
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施																	
内貿ユニットロード船の受け入れ準備	海域	内貿ユニットロード船の着岸準備																	
	陸域	内貿ユニットロードの荷役実施の準備																	
内貿ユニットロード船の着岸と荷役作業等の実施	海域	内貿ユニットロードの運航支援					報告(再開時)												
	陸域	内貿ユニットロードの荷役等					報告(再開時)												

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙 (p.19)
 ※4：岸壁の復旧予定時期を各フェリー会社へ情報提供

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新

表6-4 高潮・暴風時におけるクルーズ客船事業への対応計画

	共通	クルーズ客船事業対応					関係機関													
		0h	12h	24h	48h	72h	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪カントリー協会	大阪港物産センター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体	
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)					○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請	航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請	港湾施設(岸壁・ターミナル等)の被災状況の点検(使用可否)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クルーズ客船の受け入れ準備	海域	クルーズ客船の着岸準備					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クルーズ客船の着岸等	海域	クルーズ客船の運航支援					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙(p.19)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

旧

表6-4 高潮・暴風時におけるクルーズ客船事業への対応計画

	共通	クルーズ客船事業対応					関係機関													
		0h	12h	24h	48h	72h	近畿地方整備局	大阪海上保安監部	大阪税関	大阪府西大阪治水事務所	大阪港湾局(港湾管理者)	大阪船主会	大阪港運協会	大阪カントリー協会	大阪港物産センター	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	※1 関係民間団体	
避難・体制設置・情報収集	共通	体制設置	被害情報等収集(港湾施設、緊急交通路、その他)					○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	海域	航路・泊地・防波堤等の点検等への協力要請	航路・泊地・防波堤等の被災状況の点検(使用可否)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の点検等への協力要請	港湾施設(岸壁・ターミナル等)の被災状況の点検(使用可否)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急復旧活動※2	海域	航路・泊地の啓開・測量の実施					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陸域	港湾施設の応急復旧の実施					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クルーズ客船の受け入れ準備	海域	クルーズ客船の着岸準備					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クルーズ客船の着岸等	海域	クルーズ客船の運航支援					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：「関係民間団体」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力を指す。(協定締結先)
 ※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
 ※3：点検する防波堤の位置図は別紙(p.19)

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

新